

西宮市廃棄物処理施設の設置許可等に係る専門家の意見聴取実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく廃棄物処理施設の設置又は変更の許可申請に際して、法第8条の2第3項及び第15条の2第3項（法第9条第2項及び第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に基づき、法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の3及び第12条の3に定める生活環境の保全に関する事項について、専門的知識を有する者（以下「専門家」という。）の意見を聴取する方法等について必要な事項を定めるものである。

(意見の聴取)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、許可申請に応じて廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関し、あらかじめ市長が指定した専門家の中から意見を聴取するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設の設置又は変更の許可申請における当該施設の設置計画及び維持管理計画に係る周辺地域の生活環境の保全に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の設置又は変更の許可申請における生活環境影響調査に係る技術的事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 市長は、必要に応じてあらかじめ指定した専門家以外の者から意見を聴取することができるものとする。

(説明)

第3条 専門家への説明は、原則として事業系廃棄物対策課員が行うものとする。ただし、専門家の求めにより事業者若しくは事業者からの委任を受けた者が案件の説明をすることができる。

2 許可申請された廃棄物処理施設が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）その他環境影響評価に関する手続きが定められている法律等の対象施設の場合は、その評価結果を併せて専門家に説明するものとする。

(現地調査)

第4条 専門家が特に必要と認めるときは、現地調査をするものとする。

(意見報告)

第5条 専門家は、自らの専門分野に関し、第2条第1項に規定する事項についての意見を
書面で市長に報告するものとする。ただし、専門家の意見及びその理由が口頭の場合は、
聴取者が書面で取りまとめ、当該専門家の確認を受けるものとする。

(庶務)

第6条 この要綱に係る庶務は、事業系廃棄物対策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門家からの意見聴取に関し、必要な事項は別に定
める。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。